

● トピック・ニュース

エコデザイン：対象製品を決定するための新たな研究

EUのEuP(エネルギー使用製品)プログラムの下で、エコデザインに関する新規制の対象となる製品群のリストを拡大するための新しい研究が行われる予定である。このプログラムは2005年に公表されたが、その時点では、施行するに当たっての詳細は追って策定することとされた。

この新たな研究の目標は、費用効果の高い温室効果ガス削減の可能性を示しそれゆえ実施措置の対象として適切とされる25の新たな製品群を特定することである。この25の製品群は、別の研究で環境ベンチマーク指標が策定されている他の14の製品群に加えられ、その結果、2007年後期までに39(25+14)の製品群が実施措置の候補として選定されるであろう。そのうちの14製品群については、規制に適切な環境基準に関する情報が具体的に公表されるであろう。そして、これらのことから、詳細な新規制案が2008年に現れると予想されている。

関連URL:

-<http://ec.europa.eu/enterprise/calls/calls.html#132789>

(上記新研究の発注に関する情報)

-http://ec.europa.eu/enterprise/calls/files/06_026/specs_en.pdf

(現在実施中の研究の仕様に関する情報)

-http://ec.europa.eu/enterprise/eco_design/index_en.htm

-http://ec.europa.eu/energy/demand/legislation/eco_design_en.htm

(EuPプログラムに関するEUの公式情報)

-http://ec.europa.eu/enterprise/eco_design/consult111x_2.pdf

(EuPプログラム関連規格についての情報)

EMC 指令：新ガイドラインの策定が加速化

電磁両立性(EMC)に関する新指令が施行される2007年7月まで1年を切り、条文の不明確な部分を明確化しようとする取り組みが加速されている。新しいガイドラインの草案はいつでも公表される可能性がある。

最も緊急を要する項目の1つに、2007年から2009年までの移行期間中のルールがある。現在文書の法的レビューが行われているルール案では、2007年7月から2009年7月の間に上市される製品に対して、適合宣言書において現行指令を参照できるのは最初の上市が2007年7月以前の製品に限られている。その他の製品に関しては、2007年7月以降は全て新指令を参照しなければならない。

この他、固定設備の取扱い、新たな適合宣言書の様式等について明確化が必要となっている。これらは、ほぼ全てが手続き上の問題である。指令の改正に伴うは整合規格の変更はなく、対象製品に関するいくつかの変更点は既に明らかにされている。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/enterprise/electr/equipment/emc/directiv/dir2004_108.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/electr/equipment/emc/directiv/dir2004_108.htm)

(新しいEMC指令に関する情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/electr/equipment/emc/directiv/dir336.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/electr/equipment/emc/directiv/dir336.htm)

(現行EMC指令に関する情報)

無線タグ(RFID タグ): EU が技術規制を準備

欧州委員会は、現在急成長中の技術分野であるRFID(radio frequency identification)を規制するための暫定的な提案を10月に公表するであろう。そしてその準備のため、インターネット上に調査票を掲示しパブリック・コメントを募集している。提案は、この分野における政府政策の6ヶ月見直しを締め括るものとなるであろう。

RFID技術は新しいものではないが、無線タグ(スマート・タグとも呼ばれる)における当該技術の活用は、物流・販売ネットワークを通して大規模なものとなり、今日のバーコード・ラベルと同程度かそれを上回ると予測されている。バーコードはこれまで規制されてこなかったが、無線タグについては、使用可能な無線周波数帯の問題、プライバシー問題(保管されるデータの拡大による)、サプライ・チェーンのセキュリティ確保のツールとして活用する場合の問題等、新たな問題が生じている。このような状況において、技術進歩が速い水産製品における薬品の残留、食品と接触するパッケージや貯蔵用品への有害物質の混入、水産製品における薬品の残留、食品と接触するパッケージや貯蔵用品への有害物質の混入ため短期的なものなるとしても、規制政策には幅広い関心が寄せられている。

関連URL:

[-http://www.rfidconsultation.eu/](http://www.rfidconsultation.eu/) (RFIDに関するEUの一般協議についての情報)

[-http://ec.europa.eu/yourvoice/ipm/forms/dispatch?form=RFID](http://ec.europa.eu/yourvoice/ipm/forms/dispatch?form=RFID)

(上記のインターネット上に掲載されている調査票)

消費者用製品: EU域外の試験レポートを受け入れ

新たな規制措置の下で、EUは初めて、主要な世界的認定ネットワークの一つであるILAC(International Laboratory Accreditations Cooperation)が認定した試験機関からの試験レポートを受け入れることとした。この新規制の適用範囲は狭く直接的な影響は小さいが(子供に対する安全性試験が2006年9月に義務化される使い捨てライターのみが対象)、この発表は他の分野にも幅広く関係する可能性がある。

今回の措置は、最終的に、他の分野における、ILACのようなグローバルシステムの下で認定された機関によるEU域外で発行された試験レポート及び証明書の法的受け入れへとつながる可能性がある。もし実現すればそれは大きな変化である。現在は、試験レポートや証明書がEUの規則で必須とされている場合、EUが試験機関の指定プロセスを監督している。

上記措置とは別に、製品安全指令の下で、自転車、体操器具及びいくつかの子供用製品について新しい規格が承認された。これらの品目はいずれも試験レポートは義務付けられていない。

関連URL:

- http://ec.europa.eu/consumers/cons_safe/news/lighters_en.htm

(ライターに関する新規制についての情報)

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_171/](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_171/)

[c 17120060722en00230026.pdf](#) (一般製品安全指令に係る整合規格リスト)

[-http://ec.europa.eu/consumers/cons_safe/index_en.htm](http://ec.europa.eu/consumers/cons_safe/index_en.htm)

(製品安全に関するEUの公式情報)

農業用殺虫剤: EU 整合化の拡大を提案

EUにおける農業用殺虫剤規制の整合化を拡張させ、2008 年から合成製品の完成品も対象にしようとする提案が公表された。現在、EUの整合化は、使用される個々の化学物質に限定されており、合成製品の完成品はそれぞれのEU加盟国で個別に認可されるようになっている。

提案はまだ完全な整合化ではない。提案は、気候の違いを認め、25 のEU加盟国を 3 つのゾーン(北、中央、南)に分け、ある国で取得した認可がその国の 属するゾーン全域で有効とする。化学物質に関する現行の認可制度への影響は無く、現在の適用プロセスへの手続き上の変更も比較的軽微である(新規制は、従 来のように各国の法律に置き換えることなくEU全域で法律として適用可能とすることが提案されている)。それにもかかわらず、今回の提案は、産業界からは 厳しすぎるとの批判を受け、他方環境団体からは手ぬるいとされ、EU当局が単に保守側に寄っただけという疑いを招いている。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/food/plant/protection/evaluation/placing_market_en.htm](http://ec.europa.eu/food/plant/protection/evaluation/placing_market_en.htm)

(上記新規制の提案に関する情報)

[-http://ec.europa.eu/food/plant/protection/evaluation/index_en.htm](http://ec.europa.eu/food/plant/protection/evaluation/index_en.htm)

(EUの個別の化学物質の評価プログラムに関する情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/reach/index_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/reach/index_en.htm)

(REACHに関するEUの公式情報)

● 最新情報

化学品

REACHプログラム実施のための準備が続けられている。このプログラムは化学物質の試験、評価、承認について全く新しいシステムを導入し、産業に大規模な影響を与えることとなる。EUは間もなく、1) サプライヤーに対する公式ガイドライン、2) パブリック・コメントを求めるための、GHS(化学物質の 分類及びラベリングに関するグローバル整合化システム)の規定措置を2008 年からEU域内で実施するための方法についての提案、を発表するであろう。しかしながら、REACHプログラム採択へのタイムテーブルはいまだ明確にされていない。最新の目標は本年 12 月であるが、それが実現したとしても、その後のステップは不明瞭なままである。EUは、他方で、プログラムの実施を担当する新たなEuropean Chemicals Agencyに必要とされる 400 名のスタッフ募集を開始した。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/enterprise/reach/prep_guidance_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/reach/prep_guidance_en.htm)

(上記ガイドラインの作成に関する情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/reach/ghs_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/reach/ghs_en.htm)

(EUにおけるGHSの適用に関する情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/reach/prep_agency_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/reach/prep_agency_en.htm)

(European Chemicals Agencyのスタッフ募集に関する情報)

化粧品

EUが長期間にわたり実施してきた安全性評価の結果、初めて、22種類の発癌性のある染毛剤原料が2006年12月から禁止されることとなった。その他にも約40種類の物質について安全性評価が行われているが、これらについてはまだ最終決定は下されていない。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/doc/2006_65/dir_2006_65_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/doc/2006_65/dir_2006_65_en.pdf)

(上記の22物質の禁止措置についての情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/index_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/index_en.htm)

(化粧品に関するEUの公式情報)

機械安全

- 1) EU機械安全指令の下で整合規格に関する今年2度目の主要な発表があり、41の新たな規格文書が承認され即時適用となった。作業場における騒音レベルの測定方法に関する1規格のみが当該分野全体に適用される。残りの規格(既存整合規格の改訂版が7規格、全くの新規格が33規格)は、製紙機械、食品加工機械、圧縮機等、特定の製品群に適用される。
- 2) EU機械安全指令に関し欧州委員会が欧州標準化機関に発した整合規格作成のマネートの中に、現在は整合規格となっていない3規格の改正が含まれている。このことは、これら規格が指令の要求事項を満足していないことを意味している。
- 3) 数多くのミニバイク(通常のもーターバイクの小型版であるが、オフロード用に設計されたもの)がEU機械安全指令に適合していない旨の警告がなされ、緊急的な措置の導入の可能性について10月に検討が行われる予定である。

関連URL:

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/)

[c_18020060802en00110064.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/20060802en00110064.pdf) (機械安全指令に係る整合規格リスト)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipement/machinery/stand.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipement/machinery/stand.htm)

(機械安全指令に係る整合規格作成マネートについての情報(上記3規格とは、M377、M379及びM380))

[-http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipement/machinery/guide/mmb_letters/unitedkingdom.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipement/machinery/guide/mmb_letters/unitedkingdom.pdf)

(ミニバイクの安全性に関するEUの通知文書(英国政府宛文書を例示))

[-http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipement/machinery/index.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipement/machinery/index.htm)

(機械安全に関するEUの公式情報)

化学品(VOC(揮発性有機化合物)削減)

EUは、大気中におけるオゾン蓄積の重大な原因と見られているVOC(揮発性有機化合物)を放出する溶剤の使用削減プログラムについて、次フェーズの計画の概要を発表した。プログラムに従っていないプラント(大部分は大規模工場であるが、塗装、自動車整備、ドライクリーニング分野の小規模施設も対象)に対する監視の強化も含まれている。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/environment/air/stationary.htm](http://ec.europa.eu/environment/air/stationary.htm)

(VOC(揮発性有機化合物)の排出削減に関するEUの公式情報)

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_213/](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_213/)

[l_21320060803en00040007.pdf](#)

(上記の次フェーズの計画(各メンバー国政府に対する監視・報告義務事項)についての情報)

医療機器

1) 電気安全に関する3つの新規格が承認された。

2) EUは、Global Harmonisation Task Forceを通して医療機器規制のグローバルな整合化の達成に向けた取り組みを6月に再開したことへ注目を促している。しかし、再開された活動からの新たな成果は未だに明らかにされていない。

関連URL:

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_173/](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_173/)

[c_17320060726en00020009.pdf](#) (医療機器指令(MDD)に係る整合規格リスト)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/medical_devices/international_coop_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/medical_devices/international_coop_en.htm)

(医療機器分野におけるEUの国際展開についての情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/medical_devices/index_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/medical_devices/index_en.htm)

(医療機器に関するEUの公式情報)

[-http://www.ghhf.org/](http://www.ghhf.org/) (Global Harmonisation Task Forceに関する情報)

自動車

1) 水素燃料自動車に関する仕様書の草案が、パブリック・コメントを募集するために公表された。しかしながら、当該分野における新たな政策的動向については何ら示されていない。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/pagesbackground/hydrogen/consultation/call.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/pagesbackground/hydrogen/consultation/call.htm)

(水素燃料自動車のEUの型式認定規制に関するパブリック協議についての情報)

2) 自動車分野での事実上の国際基準であるUNECE文書のEUにおける適用可能性について、新しいガイダンスが公表された。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/mwmg_meetings/meeting111/unece_application.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/mwmg_meetings/meeting111/unece_application.pdf)

(上記新ガイダンス文書についての情報)

[-http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_067/c_06720060318en00180021.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_067/c_06720060318en00180021.pdf)

(UNECE基準のEUにおける受け入れ状況についての情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/pagesbackground/](http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/pagesbackground/)

[global harmonisation.htm](http://global.harmonisation.htm)

(自動車分野におけるEUの国際整合化へ向けた取り組みについての情報)

3) エアコンディショナー、シートベルト、排気音、車輻外面の突起部に関する仕様書を更新する新たな提案が公表された。

関連URL:

-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/mwmg_meetings/meeting111/19580_macs.pdf(エアコンディショナーに係る型式認定仕様書案についての情報)

-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/mwmg_meetings/meeting111/isofix.pdf
(Isofixシートベルトの導入に関する情報)

-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/mwmg_meetings/meeting111/21750_noise.pdf

(排気音に係るの型式認定における試験サイクルの改正案についての情報)

-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/mwmg_meetings/meeting111/external_projections.pdf

-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/mwmg_meetings/meeting111/21054_external_projections.pdf

(車輻外面の突起部に係る型式認定仕様書案についての情報)

電気安全

日焼け用ベッドからの放射の危険性に対する警告がまた発表された(初回は2004年)。新しい科学的評価に基づき、この新たな警告は、関係指令等の施行の強化及び新しい警告標識の義務化へとつながる可能性がある。

関連URL:

-<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/942&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>(上記の警告についての情報)

-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2005/c_284/c_28420051116en00010107.pdf(低電圧指令に係る整合規格リスト)

電気製品(リサイクル)

1) 新たな公式報告書が発表された。WEEE(廃電気電子機器)指令を適用する上での問題点を明らかにし、また、非EU国におけるリサイクル政策の比較データを示し、改善のための方向性を提案している。

2) 2007年末までにWEEE指令の改善を提案するためのタイムテーブルの更新版が公表された。該当指令は多くのEU加盟国において未だに完全には施行されておらず、また該当物や該当者がまだ明確になっていない場合が多い。

関連URL:

-<http://www.jrc.es/home/pages/detail.cfm?prs=1408>(上記報告書についての情報)

-http://ec.europa.eu/environment/waste/pdf/review_2002_96_ec_directive.pdf
(WEEE指令の見直しに関する情報)

[-http://ec.europa.eu/environment/waste/weee_index.htm](http://ec.europa.eu/environment/waste/weee_index.htm)

(廃電気電子機器(WEEE)に関するEUの公式情報)

リフト

EUリフト指令の下で、油圧式及び電気式リフトの中核的な安全規格の改訂版及び火災時の動作に関する1つの新規格が承認された。

関連URL:

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/c_18020060802en00880089.pdf)

[c_18020060802en00880089.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/c_18020060802en00880089.pdf) (リフト指令に係る整合規格リスト)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/lifts/index.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/lifts/index.htm)

(リフトに関するEUの公式情報)

ATEX(爆発性雰囲気)製品

個別製品に関する7つの新規格が整合規格として承認された。

関連URL:

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_168/](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_168/c_16820060720en00060012.pdf)

[c_16820060720en00060012.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_168/c_16820060720en00060012.pdf) (ATEX製品指令に係る整合規格リスト)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/atex/index_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/atex/index_en.htm)

(ATEX製品についてのEUの公式情報)

身体保護用具(PPE)

1) 浮標用具に関する2つの新たな規格が整合規格として承認された。

2) これまでに発表されてきた公式ガイダンス文書の多くが更新され新たなガイドラインにまとめられた。その中には製品の分類に関する指針も含まれている。また、試験、文書化及び規格に関する別のガイダンス文書は引き続き入手可能である。

関連URL:

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/c_18020060802](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/c_18020060802en00650087.pdf)

[en00650087.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_180/c_18020060802en00650087.pdf) (PPE指令に係る整合規格リスト)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/ppe/guide.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/ppe/guide.htm)

(上記の新ガイドラインについての情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/ppe/index.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/ppe/index.htm)

(PPEに関するEUの公式情報)

建築物のエネルギー性能

1) エネルギー性能監査の義務付けを2009年に導入するという目標の実現が、加盟国が準備不足であるために、難しくなっている。

2) エネルギー効率改善のためのプログラムが再生可能エネルギーをどのように考慮すべきかについて、新たな勧告が公表された。

関連URL:

[-http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/863&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en](http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/863&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en)

(建築物のエネルギー性能に関する指令の国内適用が送れている加盟国への欧州委員会の対応についての情報)

[-http://ec.europa.eu/environment/integration/newsalert/pdf/32na1.pdf](http://ec.europa.eu/environment/integration/newsalert/pdf/32na1.pdf)

(上記の新たな勧告についての情報)

[-http://ec.europa.eu/energy/demand/legislation/buildings_en.htm](http://ec.europa.eu/energy/demand/legislation/buildings_en.htm)

(建築物のエネルギー効率に関するEUの公式情報)

製品品質表示

ラベル、文書又は広告における製品品質に関する表示を対象とした、極めてシンプルな大原則についての新たなEU指令案が公表された。当該文書は、表示が 義務的、法的要求事項に関するものであるか否かにかかわらず、あらゆる表示について、内容の正当性を立証することのできる事実に基づく根拠を要求する権限 を全EU加盟国の関係当局に与えている。

関連URL:

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2006/com2006_0222en01.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2006/com2006_0222en01.pdf)

(上記のEU指令案についての情報)

食品

1) EUが認可した、風味付けや着色以外の目的で使用される食品添加物のリストに大幅な変更が加えられた。変更には、禁止されたもの、新たに認可されたものの両方が含まれている。

2) EUは、EU規制の対象となる添加物のリストに酵素を加える提案を意図している旨発表した。

関連URL:

[-http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_204/](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_204/l_20420060726en00100022.pdf)

[l_20420060726en00100022.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_204/l_20420060726en00100022.pdf) (上記の食品添加物リストの変更にに関する情報)

[-http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1074&format=HTML&aged=0&language=EN](http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1074&format=HTML&aged=0&language=EN) (上記の提案に関する情報)

[-http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/additives/index_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/additives/index_en.htm)

(食品添加物に関するEUの公式情報)

-
- 新規公式報告書及び関連発表
-

低電圧電気安全

欧州委員会は、30年前に策定された当該分野の中核的指令の改正の是非について行った2005年のパブリック協議の結果を公表したが、結局コンセンサスは得られていない。いまのところ、指令の改正作業(今までに6つの改正案が作成されている。)を継続するかどうか明確にはされていない。製造業者までのトレーサビリティに対する関心が改正を求める理由の一つとなっている。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/enterprise/electr equipment/lv/direct/consrev synopsis.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/electr%20equipment/lv/direct/consrev_synopsis.pdf)

(上記のパブリック協議の結果についての情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/electr equipment/lv/direct/consrev synopsis.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/electr%20equipment/lv/direct/consrev_synopsis.pdf)

(低電圧電気安全に関するEUの公式情報)

食品安全

EUは、2005年に確認された、3000以上の食品安全規制違反の概要を公表した。当該違反事例は、EU産食品とEU域外産食品とがほぼ半々であった。レポートは、食品の種類別に検査において現在重要視している問題点(水産製品における薬品の残留、食品と接触するパッケージや貯蔵用品への有害物質の混入、等。)を明らかにしている。

関連URL:

[-http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/report2005 en.pdf](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/report2005_en.pdf)

(上記の食品安全規制違反の概要を記したRASFF(Rapid Alert System for Food and Feed)の2005年版報告書)

[-http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/index en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/index_en.htm)

(RASFFに関するEUの公式情報)